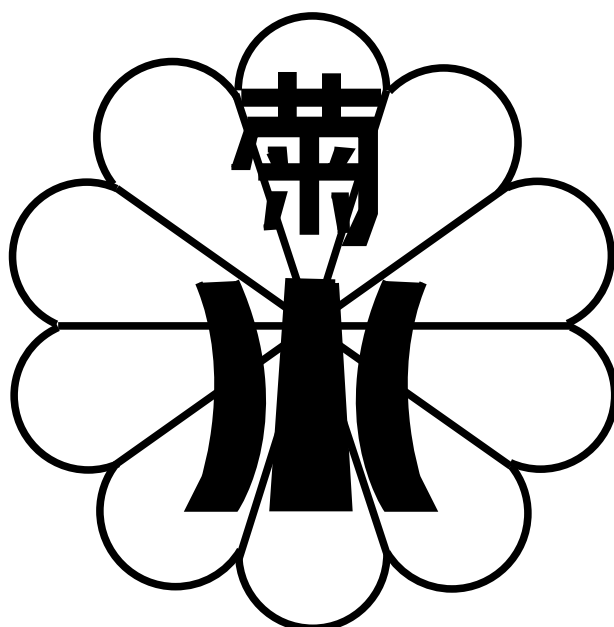


周南市立菊川小学校

いじめの防止等のための基本的な方針



はじめに

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの認知
- 4 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 家庭や地域との連携
 - (5) 関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策
 - (1) いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 学校におけるいじめの防止等のための組織
 - (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組
 - (4) いじめの解消について
 - (5) いじめの防止等に関する取組の年間計画
 - (6) 取組の点検及び見直しの方法
- 2 重大事態への対処
 - (1) 重大事態の発生
 - (2) 学校が調査の主体となる調査
 - (3) 教育委員会が調査の主体となる調査及び措置
 - (4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭、地域、関係機関・その他関係者等の連携により、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、周南市がいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こり得るものであり、人間として絶対に許されない人権問題である。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的に行わなければならない。
- ③ また、全ての児童がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、児童の心身に深刻な影響を及ぼすことをはじめ、いじめ問題に関する児童の理解を深めることを目的に行わなければならない。
- ④ 加えて、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することを最優先とし、学校、家庭、地域、関係機関、その他の関係者等の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行わなければならない。
- ⑤ これらのことから、周南市は、「いじめを『しない』『させない』『許さない』」との『いじめ根絶三原則』を基本理念として、いじめの防止等のための対策を講じるものとする。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合は多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、教育相談などを通じて状況把握に努める。

3 いじめの認知

- ① いじめの事実を把握するためには、被害児童の思いに寄り添うことを第一義に、行為の起こったときの加害児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- ② いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、必要に応じて、学校委員会を活用して行う。
- ③ けんかやふざけ合いのように見られる場合、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ③ インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- ④ 好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為をした児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。
- ⑤ いじめの中でも、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるなど、警察に相談・通報する必要があるものについては、教育的配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報するなど連携した対応をとる。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止のための指導を行う。
- ② 全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、家庭・地域・関係機関等と一体となった継続的な取組を行う。
- ③ 教育活動全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ④ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑤ 全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- ⑥ 未然防止の取組については、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

- ① いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、全教職員が連携し、些細な兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確にかかわり、積極的にいじめを認知する。
- ② いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめへの対処

- ① いじめがあることが確認された場合、直ちに、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② その後、加害児童に対して事情を確認した上で、適切に指導する。
- ③ いじめの事実確認や指導に当たっては、組織的に対応を行う。
- ④ いじめの事実を確認したら、家庭や教育委員会に連絡・相談し、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- ⑤ 教職員は、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておく。また、組織的な対応を可能とする体制整備を行っておく。

(4) 家庭や地域との連携

- ① 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すための連携体制をつくる。
- ② 学校運営協議会やPTAや地域の関係団体等との連絡会議や学校運営協議会等を活用し、いじめの問題について、学校、家庭、地域が連携した対策を推進できる体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

- ① 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関、県教育委員会等）と適切に連携をとる。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から関係機関の担当者と密に連絡を取り合い、連絡会議を開催するなど、情報共有体制を構築しておく。
- ③ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて、医療機関等の専門機関との連携を図るとともに、法務局の「子どもの人権110番」や、やまぐち総合教育支援センターの「やまぐち子どもSOSダイヤル」など、学校以外の相談窓口について児童へ適切に周知するなど、関係機関との連携を図っておく。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) いじめ防止基本方針の策定

国の基本方針、県や市の基本方針を参考にして、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。また、学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、達成状況を評価し、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

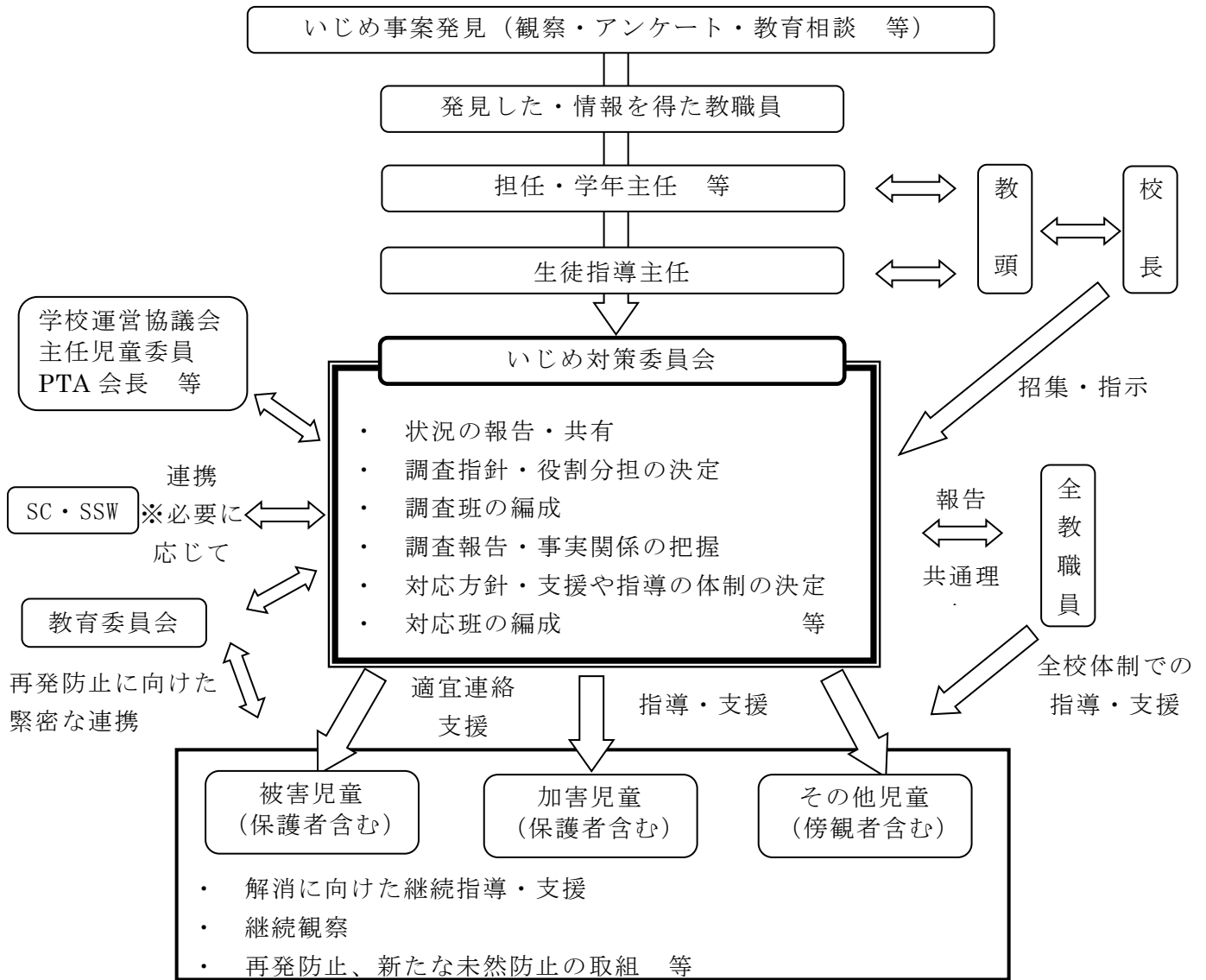
いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行い、組織的な対応によりいじめの問題の解決を図るため、生徒指導委員会として常設の組織「いじめ対策委員会」を置く。

- ① いじめ対策委員会は、いじめの問題への組織的対応において中核的な役割を担う。
- ② いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開催し、いじめの情報を迅速に共有し、関係のある児童に事実関係を聴取する。さらに、指導や支援の体制及び対応方針を決定し、保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ③ 教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、全ていじめ対策委員会に報告・相談する。
- ④ いじめ対策委員会に集められた情報は、個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有する。
- ⑤ いじめ対策導委員会、いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証する。
- ⑥ いじめ対策委員会には、必要に応じて心理や福祉の専門家等を参加させる。
- ⑦ 重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、いじめ対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- ⑧ いじめ対策委員会は以下のメンバーで構成する。

常任構成員	役 割
校長	情報を収集し対応について判断・指示を行う。
教頭	校長を補佐し、教職員の連携を図る。
教務主任	校長・教頭を助け、教職員との連絡調整を図る。
生徒指導主任	情報収集や対策について報告・連絡・相談等を行う。
C S 担当	対策について学校運営協議会との連絡・調整等を行う。
学年主任	学級担任の相談に応じ、適切に指導を行う。
教育相談担当	児童、保護者、教職員の相談活動の企画・運営を行う。
養護教諭	児童、教職員の心身のケアを行う。

臨時構成員	役 割
学級担任	学級の児童について相談や支援・指導に当たる。
P T A 会長等	必要に応じ副会長、生活補導部長、学級委員等を加え生活補導部長等保護者代表の立場で意見を述べる。
運営協議会委員	必要に応じ諸問題への対応について意見を述べる。
主任児童委員 菊川駐在所 保護司等	必要に応じ菊川地区校外補導連絡協議会のメンバーを加えて諸問題への対応について情報提供や協議を行う。
S C	専門的な見地から相談活動の指導・助言を行う。
S S W	必要に応じ諸問題への対応について指導助言を行う。

⑨ いじめ事案が発生した後は、下記のように対応していく。



(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

① いじめの未然防止

- ◆ いじめほどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組を実施する。
- ◆ 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりに努める。
- ◆ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係や学校風土を構築する。
- ◆ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に留意する。

【具体的な取組のための行動計画①】

(ア) 全ての児童が安心して充実した学校生活を送れるようにする。

- ・ あいさつ運動を推進し、他者とのかかわりの中で、児童が互いの考えや気持ちを伝え合う力を高めるとともに、互いが尊重し合う人間関係を育む学校・学級づくりに努める時間やきまりを守り、規範意識を持って学習や生活が出来るように働きかける。

- ・ 縦割り班活動を充実させることにより、異学年集団の中での児童間の人間関係づくりを通して、自治能力や自己教育力を高めることができるようにする。

(イ) 教育活動全体を通じて全教職員が一体となって共通理解を図りながら継続的に指導にあたる。

- ・ 道徳の時間や学級活動をはじめ教育活動全体を通じて、命の重さや尊さや善悪を見極める正しい判断力など、倫理観や規範意識の醸成に取り組み、「いじめ根絶三原則」（しない、させない、許さない）の徹底を図る。
- ・ 個々の学力向上を目指し生徒指導の3機能（自己存在感、自己決定の場、共感的な人間関係）を生かした授業改善を推進する。
- ・ 発達段階に応じた情報モラル教育を進め、「誹謗中傷はいじめであり、人間として恥ずかしい行為である。」ことを理解させ、絶対にしないように指導の徹底を図る。
- ・ 児童の夢や希望を育むキャリア教育を推進する。
- ・ A F P Y、T A P等を活用した人間関係づくりを推進する。
- ・ 小中連携教育の推進による系統性・持続性のある生徒指導の実践を行う。
- ・ いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修を行う。

(ウ) 地域・家庭と連携を図りながら普及啓発に努める。

- ・ 早寝・早起き・朝食を推奨し、明るく元気のよい挨拶をするよう働きかける。
- ・ 学校だより（生活だより）や学年だよりで、児童や生徒にネット使用の危険性を知らせ、家庭でのルールづくりやフィルタリングをかけることなどを啓発する。

② いじめの早期発見

- ◆ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ◆ 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階からの確にかかわるようにする。
- ◆ 学級担任だけでなく、専科、養護教諭、栄養教諭、事務、S C等も含めたすべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から児童の状況をきめ細かく把握することに努める。
- ◆ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう観察する。
- ◆ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態を把握する。
- ◆ アンケート調査や教育相談において、児童が自らS O Sを発信することやいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては、多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、必ず教職員が迅速かつ組織的に対応する。
- ◆ 「いじり」と言われる行為については、見えない所で被害が発生している可能性があるため、背景にある事情の調査を行い、児童が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ◆ いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があるもの。

【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

【 具体的な取組のための行動計画② 】

(ア) 定期的に児童や保護者を対象とした生活アンケートや個人面談を行う。

- ・ いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応の充実に向けた2週間に1回程度のなかよしアンケートや日常の観察を通して、児童の心の変化や悩み不安を早期発見し、気になる児童については、学年主任や生徒指導主任に報告・相談し、早急に対応し、いじめの芽をいち早く摘む。
- ・ なかよしアンケートは記名式で実施する。
- ・ 6月、11月、2月に、学校生活アンケートを実施し、担任が全児童と教育相談を行い、不安や悩みの解消にあたる。

(イ) 児童が困ったことについて希望する教員と相談できるように、相談箱を設置する。

(ウ) 些細な兆候でも軽視せず、いじめの可能性を検討し、適切に対処する。

- ・ 職員連絡会をはじめ、報告・連絡・相談を密し、情報を共有して協働体制で早期対応に努める。
- ・ 全教職員で情報共有し、組織的対応を検討する会議を開催する。
- ・ 家庭・地域との情報交換・情報共有を工夫する。
- ・ 日常の児童の観察や日記等から教育相談につなげる体制づくりを行う。
- ・ 相談窓口の明示や相談箱等の設置による児童や保護者がいじめを訴えやすい環境を整備する。

③ いじめへの対処

- ◆ いじめに係る情報を一人で抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、いじめを発見したり通報を受けた教職員は、いじめ対策委員会に速やかに報告する。
- ◆ いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに対策委員会に報告し、学校全体で組織的に対応する。
- ◆ 情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、対応方針を決定し、全教職員が被害児童を徹底して守り通す。
- ◆ いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ◆ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めたり、誰かに知らせたり正義や勇気をもつよう指導する。
- ◆ 対応については、教職員全員で共通理解し、保護者の協力や関係機関・専門機関との連携の下で行う。

【 具体的な取組のための行動計画③】

(ア) いじめを認知したら、直ちに被害児童と報告児童の安全を確保するとともに、加害児童について事情を確認する。

- ・ 通報者の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細内容について聴き取り、情報を集約する。(いじめの内容・期間、関係した児童、原因や動機、いじめの背景)

(イ) 事実確認や指導に当たっては組織的に対応を行う。

- ・ 管理職、生徒指導主任、関係学年担任等関係者により迅速に対策会議を開き、情報を共有し、今後の対応と役割分担を決める。
- ・ 被害者、加害者、周囲の児童からの聴き取りを複数の教員で個別に行い、情報を一元的に集約し、事実を時系列で、詳細かつ正確に記録する。

(ウ) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。

(児童に対する支援)

- ・ 担任や信頼関係のある教員が、本人のつらい気持ちを共感的に受け止め、不安の払拭に努め、教職員が最後まで支え、守り抜くことを約束する。
- ・ 学校生活のいろいろな場面で、本人を励ましたり、本人のよさを認めたりすることによって自信を回復させ、心の安定を図る。
- ・ 決して一人で悩まず、保護者や教員に相談することを伝え、今後の対応の在り方について、本人の要望を十分に考慮し、決定する。
- ・ スクールカウンセラーと連携し、心のケアをする。

(保護者に対する支援)

- ・ ゆっくり時間をとって事実関係を伝えるとともに、保護者の話を傾聴し、保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 学校が全力で対応していることを伝え、保護者の不満や怒りを解消し、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議し、信頼と協力を得る。
- ・ 学校での様子についてその都度連絡したり、家庭での様子について伝えてもらったりし、解決するまで継続して保護者との連携を図る。

(エ) いじめを行った児童やその保護者に対する指導助言を行う。

(児童に対する指導)

- ・ いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、いじめに及んだ背景にも目を向け指導する。
- ・ 相手の受けた精神的打撃の深刻さに気付かせ、いかなる理由があっても決して許される行為でないことを毅然とした態度で指導する。
- ・ 継続して十分な注意を払い、スクールカウンセラーと連携して、心理的な支援、社会性、人間関係のスキルを高める指導を行う。

(保護者に対する助言)

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決に向けて、今後の方針や謝罪について話し合う。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さが認識できるようにし、家庭での指導を依頼する。
- ・ 子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(オ) いじめ確認後は、家庭や教育委員会に連絡・相談し、事案に応じて関係機関との連携を図る。

(いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携)

- ・ 直ちに警察に通報し、警察と連携の下、いじめられている児童の安全確保のための措置を行い、事態の更なる深刻化の防止を図る。
- ・ 必要に応じて、警察に対し、加害児童への注意・説諭、加害児童に対する指導に際しての助言などの協力を求める。

(インターネットを通じていじめが行われた場合の対応)

- ・ 書き込み内容を確認し、管理者やプロバイダへ削除依頼をする。必要に応じて子どもと親のサポートセンター、警察署、法務局等の関係機関に相談する。
- ・ 情報モラル教育の徹底とネット・ケータイ問題に対する保護者への啓発を行う。

具体的な取組

- ・ いじめの発見や相談の受理により、即刻、いじめ対策委員会への報告の徹底
- ・ いじめの対処に関するいじめ対策委員会での情報の収集と整理、対応方針の決定、全教職員の共通理解と役割分担の徹底
- ・ いじめられた児童からの事実関係の聴き取り
- ・ いじめられた児童の保護及び心理的ケア
- ・ 周囲の児童からの事実関係の確認
- ・ いじめた児童への事実関係の確認及び指導
- ・ いじめが起きた集団への指導
- ・ 関係保護者への連絡及び学校の指導に対する理解と協力の依頼
- ・ いじめた児童からいじめられた児童への謝罪と再発防止の確認
- ・ 再発防止に向けての学校全体での指導と取組の徹底
- ・ 関係児童への継続的な支援・指導及び関係児童の家庭への継続的なフォローの実施
- ・ 必要に応じて、関係機関（市教委、警察、児童相談所等）との連携
- ・ 事案の対処及び再発防止に向けた学校運営協議会との連携

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とするが、市教委又は学校委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ・ 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめに係る行為が止んでいるか判断を行う。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・ 被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面

談等により確認する。

- ・ 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

(5) いじめの防止等に関する取組の年間計画

- ① いじめの未然防止及び早期発見のための取組や取組についての検証を年間通じて計画的に実施する。
- ② いじめ対策委員会が年間計画を立て、その進捗状況や結果についても検証するなど、PDCAサイクルで取組を推進する。
- ③ 取組の進捗状況や結果を評価するために、児童への意識調査や取組評価アンケート等を実施し、生徒指導委員会で分析された評価結果を全教職員で共有し、取組の改善や一層の充実に生かす。
- ④ 年間計画

実施時期	実施される取組	対象
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導委員会（随時） ・ 学校基本方針について周知徹底を図る研修 ・ 学校の基本方針についての説明と指導 ・ 生活アンケート開始 ・ P T A総会での学校の基本方針の周知 	教職員 学校運営協議会長 教職員 児童 地域
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一年生を迎える会 ・ あいさつ運動 ・ 生徒指導研修会 	児童 地域 教職員
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活アンケート ・ 教育相談（個人面談） ・ あいさつ運動 	児童 各学年、教職員 地域
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動 	地域
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動 	地域
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価アンケート ・ あいさつ運動 ・ 宿泊学習での AFPY を活用した人間関係づくり ・ 生徒指導研修会 	保護者 地域 児童 教職員
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権教育に関する授業公開を伴う参観日 ・ 学校生活アンケート ・ 教育相談（個人懇談） ・ あいさつ運動 	保護者 児童 児童 地域
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ運動 	地域
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価アンケート ・ 生徒指導研修会 	保護者 教職員
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校生活アンケート ・ 学校評価アンケート ・ 教育相談強化月間 ・ 学校運営協議会での取組の結果報告 ・ あいさつ運動 	児童 保護者 児童 地域 地域

3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6年生を送る会 ・ 次年度への引き継ぎ ・ あいさつ運動 	児童 教職員 地域
----	--	-----------------

⑤ 資質向上のための校内研修について

- ◆ 生徒指導研修会
 - ・ 配慮を要する児童についての情報交換
 - ・ 教育相談に関する研修
 - ・ いじめ防止学校基本方針の見直し
- ◆ 職員連絡会における児童に関する情報交換
- ◆ 教育相談月間における事前研修

⑥ 家庭や地域との連携及び広報について（時期、方法等）

- ◆ 民生児童委員連絡協議会（学期1回）
- ◆ 学校運営協議会における取組
 - ・ 「コミスクだより」による情報公開（年2回）
- ◆ 見守りアンケートによる保護者からの情報収集と集計結果及び対応等についての情報公開

⑦ 会議の開催（年間計画等）

- ・ ケース会議（適時）
- ・ 学校運営協議会（年3回）
- ・ 生徒指導研修会（年3回）
- ・ 民生児童委員連絡協議会（年3回）

（6）取組の点検及び見直しの方法（期間、評価方法、見直しの会議等）

年2回、教育相談月間に学校生活アンケートによる児童の意識調査（客観的な指標）から状況を把握するとともに、指標をもとに取組について点検するため、全職員による生徒指導研修会や常任構成員による会議を行い、必要に応じて見直す。

2 重大事態への対処

（1）重大事態の発生

- 次のような事態が発生した場合、生徒指導委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行うとともに、即時教育委員会に報告する。

重大事態とは、以下の場合をいう。なお、市基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省初等中等教育局）」に沿って適切に対応する。

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 学校が調査の主体となる調査

① 調査の実施

- ◆ 当該事案が重大事態と判断された場合、事実の把握と適切な対応を行うため、児童に対する調査を実施する。

② 調査のための組織

- ◆ 教育委員会から指示を受け、学校が調査の主体となる場合、生徒指導委員会を母体として組織を編成し、当該重大事態の性質に応じて、教育委員会から派遣される専門家を組織に加える。

③ 事実関係を明確にするための調査

- ◆ アンケート調査や聴き取り調査など、適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ◆ 客観的な事実関係を可能な限り網羅的に明確に把握する。
- ◆ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。
- ◆ これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ◆ いじめ対策委員会は、調査結果と資料を分析し、いじめの事実や事実と当該重大事態との因果関係を明らかにするとともに、事態への対応について検討する。

④ いじめられた児童及びその保護者に対する情報提供

- ◆ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時、適切な方法で、経過報告も含めて）
- ◆ 関係者の個人情報については十分に配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことはしない。
- ◆ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明しておく。

⑤ 調査結果の報告

- ◆ いじめ対策委員会を母体とした組織で検証した調査結果を教育委員会に報告する。市長への報告は、教育委員会を通して行う。
- ◆ いじめられた児童や保護者が希望する場合は、当該児童や保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、教育委員会に提出する。
- ◆ 学校は、児童・保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときは、学校が異なる認識であったとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告する。

⑥ 調査結果を踏まえた措置

- ◆ いじめ対策委員会で検証した調査結果を重んじ、学校が主体となって組織的に、解決に向けた対応や再発防止の取組を実施する。

参 考

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童からの聴き取り
- ・ 在校生や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査
- ・ 調査による事実関係の確認
- ・ いじめた児童への指導及びいじめ行為の制止
- ・ いじめられた児童への状況にあわせた継続的なケア及び学校生活復帰の支援や学習支援等
- ・ 教育委員会からの指導及び関係機関との適切な連携

いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 当該児童の保護者から要望・意見の聴取
- ・ 今後の調査について、当該保護者との協議
- ・ 当該保護者の同意を得た上での調査
- ・ 以下、前項に準ずる

前項のうち、児童が死亡し、死因として自殺の可能性がある場合

- ・ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施
- ・ 亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経緯を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を実施
- ・ 遺族の要望や意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を実施
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を実施
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集
- ・ それらの資料や情報の信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーに配慮し、正確で一貫した情報を提供

(3) 教育委員会が調査の主体となる調査及び措置

- ① 教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の指示のもと、教育委員会が設置する第三者委員会に資料を提出し、調査に協力する。
- ② 教育委員会の指示のもと、第三者委員会で検証した調査結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。

(4) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

- ① 上記の報告を受けた市長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため再調査を実施するときは、市長が設置する調査機関に資料を提出し、調査に協力する。
- ② 市長及び教育委員会の指示のもと、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を行う。